

1. 経緯

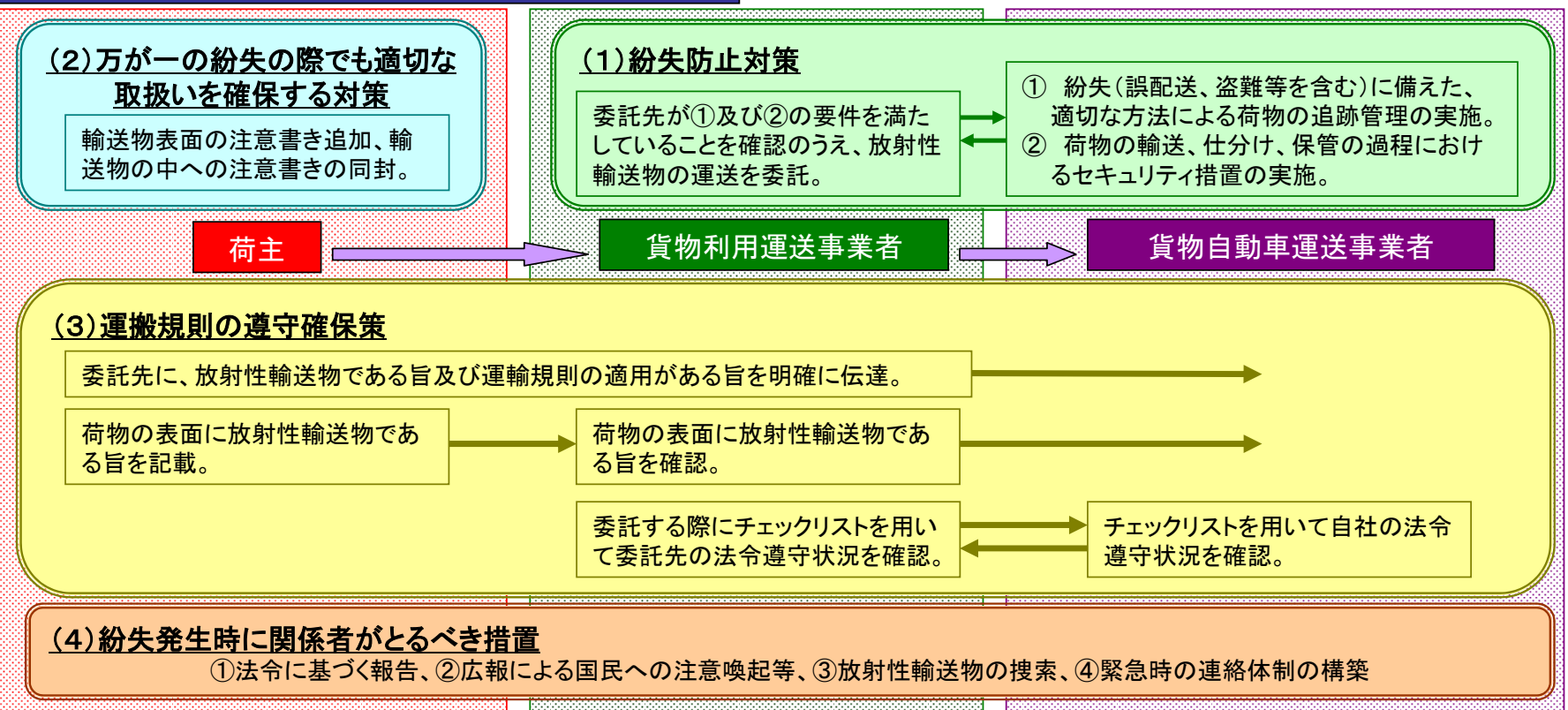
- ① (社)日本アイソトープ協会(荷主)が、平成20年9月24日に京都医療科学大学(京都府南丹市)に向けて発送した放射性同位元素(リン32、量1ミリリットル)が、到着予定の翌25日になっても到着せず、いまだにその所在が不明である事案が発生。
- ② 貨物自動車運送事業者である、大阪航空サービス(株)が放射性輸送物を運搬する際に遵守すべき法令(運搬規則)を遵守していなかった。



10月17日に検討会を設置。12月17日の第四回会合にて、「報告」をとりまとめ。

2. 報告(案)において示された対策概要(混載運送を前提)

(対策の実施状況等により、必要に応じて追加の検討を行う)



3. 国土交通省の対応(案)

- トラック運送事業者団体、貨物利用運送事業者団体、放射性輸送物の荷主に対し、文書を発出するとともに、あらゆる機会・方法により、関係者が対策を実施するよう徹底する。
- 運搬規則の遵守状況の確認のためのチェックリスト例を作成する。